

【私の意見】 柏崎刈羽原子力発電所の運転禁止命令はなんであったのか
—審査の効率化を図るべきである—

令和6年1月27日

作成 シニアネットワーク連絡会員 大野 崇

【要旨】

世界最大級の原発で首都圏の電力を支えてきた柏崎刈羽は、新規制基準の適合審査に合格したが、再稼働が遅れている。核物質防護の対応に問題ありとして事実的な運転禁止命令が出され解除までに2年8か月を要した。

政府は原子力停滞に伴う電力逼迫を鑑み、それまでの原子力抑制から原子力最大活用へと政策を転換し審査の効率化の必要性も述べている。原子力規制委員会は原子力安全に全面的な責任を有することは論を待たないが原子力審査経過を見ると電力会社と距離を置く規制の非効率性があげられ再稼働の遅れには規制側に半分責任があるのではないか。原子力規制委員会は電力会社と信頼関係を築き、審査の方針をはっきり示し、対話の中で良い点も悪い点も正当に評価できる明朗な規制委をつくるべきである。

【意見】

事実上運転が禁止されていた東京電力・柏崎刈羽原発について、原子力規制委員会は、テロ対応の改善が進んだとして、2023年12月27日に運転禁止命令を解除した。解除までに2年8か月を要した。

柏崎刈羽は世界最大級の原発で首都圏の電力を支えてきたが、福島第一発電所の事故を受けて、2012年3月に6号機が停止してから全機が止まったままだ。最も早く再稼働を目指す7号機は2011年8月から12年間動いていない。

6、7号機は2013年3月に再稼働の申請を行い、4年9か月の審査を経て2017年12月に新規制基準の適合審査に合格し再稼働の準備を進めていた。他人のIDカードによる中央制御室入室や外部からの不法侵入を検知する複数の設備の故障放置が続いたことから、核物質防護対応上の問題があるとして2021年4月に原子力規制委員会から核物質の移動を禁止する命令が出され事実上運転ができなくなった。

更田前委員長の2021年3月24日の会見発言、「・・・機器などのハード面は回復しているが、いま問われているのは東京電力の核物質防護そのものへの姿勢で懸念が消えておらず、少なくとも柏崎刈羽原発では、核燃料の移動をする資格がない疑いがあると思っている。・・・」がその理由である。

核物質防護は、核物質の盗難や不法な移転、または原子力施設が破壊されて核物質が散逸すること等のテロ対応を目的とするもので、原子炉の過酷事故防護を求める新規制基準とは目的を異とする。新規制基準がハード対応で適合を要求するのに対し、核物質防護の機能維持は中央制御室への入室管理や不法侵入監視などの人と組織によるガバナンスに負う

ところが多い。

人と組織の問題は定着に時間を要する。審査経過を見ると、規制委員会は具体的規制方針を明示せずに電力会社に対応を出させ、叱かりつけるような場当たりの、揚げ足取り的な審査を2年8か月にわたって重ねてきた。この組織とガバナンスの問題は規制側にも見られ、原子力規制庁の職員が検査官証や立入検査証などを紛失し無携帯のまま原発などへの立ち入り検査をしていた事例や、10人が計11枚を紛失していた電力会社から報告がなされたにもかかわらず本件を内部で共有しなかった事例が報告されている(規制庁報告(2021年10月))。

組織とガバナンス問題は、全て電力会社に責任があるとする一方的な建前審査はなじまない。電力会社と信頼関係を築き、審査の方針をはっきり示し、対話の中で良い点も悪い点も正当に評価できる明朗な審査であるべきである。

政府はそれまでの原子力抑制から最大限活用へと原子力政策の舵を切った。主に非効率火力の退役、原子力再稼働遅れによる電力不足と異常気象が重なり2022年3月22日に電力逼迫警報が出されたのがきっかけであるが、同年4月26日には「原子力規制委員会の審査の効率化を図り再稼働を促進してほしい」との岸田総理声明から出され、最大活用のための、「GX脱炭素電源法」が、翌2023年5月に制定されたことは記憶に新しい。

問題は、審査の効率化である。原子力規制委員会は、米国のNRCに倣い、独立性の強い規制機関として環境省の管轄機関として発足し、それまで原子力規制を担ってきた経済省管轄の「原子力安全・保安院」は廃止された。現役時代に安全審査にかかわったものとして、開かれた技術的安全議論が対等にできると期待していたがそうはならなかった。それまでの原子力規制が「規制の虜」に陥ったことが事故要因との国会事故調の指摘を受け、電力会社とのコミュニケーションは独立性を疑われるとして、規制委員会は電力会社と距離をおいた。

規制側が原子力規制の方針を電力会社に明示するのは国際的標準といってよいが、我が国の審査では、活断層審査でも見られるごとく電力会社に「悪魔の証明」を求め、電力会社にすべての責任があるとした一方的審査が常で多くの時間を要している。初代田中委員長は、安全規制にはコストと時間は青天井と発言したが、国の根幹であるエネルギー安定供給を図るべく「審査の効率化による原子力最大活用」を求める政府方針と相容れない。

原子力規制委員会が原子力安全規制に責任を有することは論を待たないが、国の行政機関である以上やはり合理的審査が求められる。電力会社と信頼関係を築き、原子力規制委員会は審査の方針をはっきり示し、対話の中で良い点も悪い点も正当に評価できる明朗な規制委をつくるべきである。次期革新炉の新設も政府方針に明記された。標準審査期間は2年であるがこのままでは、電力会社の対応が不十分としていつまでも認可が下りない事態を招き原子力行政に支障をきたす。

以上